

中央区高齢者通いの場支援事業Q & A

「中央区高齢者通いの場支援事業について」P 1 1-目的

Q 1. 参加者は65歳以上の区内高齢者のみを対象としているのですか？

A. 参加者については参加者の大半が65歳以上の区民の方であれば構いません。参加する際に年齢確認を必要としておりませんが、内容が若年・中年の方、区外の方がメインとなる活動は対象とはなりません。

Q 2. 「活動を拡充する」とはどのようなことですか？

A. 今まで行っていた活動を高齢者が参加できるよう変更したり、月1回の活動を2回にしたり、会員制だった活動を会員制ではなく参加希望者を常に受け入れるなど、中央区高齢者通いの場支援事業の対象となるように参加対象者や活動内容を変更することを指します。

P 1 2-支援対象団体

Q 3. 「構成員以外の参加を認めない団体」とはどのようなことですか？

A. 事前登録などで参加者が特定されている団体です。

中央区高齢者通いの場支援事業の対象となる団体は、地域に開かれた活動を行なう団体です。参加者を特定せず、近隣住民でサロン（通いの場）に参加希望の方がいらした場合は、またはおとしより相談センター（地域包括支援センター）や区報でサロン（通いの場）の存在を知った方がいらした場合は参加の受け入れをお願いします。

P 1 3-支援対象となる活動

Q 4. 活動場所の都合上、利用者（参加者）が限定されてしまう場合があります。「地域に開かれた活動」とはどの程度開かれていけば良いのですか？

A. オートロック付きマンションは近隣の方の出入りが難しいと想定されます。

また、マンション内の集会室等の施設を利用する場合、利用者の条件がマンションの住民限定とされている場合があります。そのような場合は、マンションにお住まいのすべての高齢者が参加対象となる活動であれば「地域に開かれた活動」として中央区高齢者通いの場支援事業の支援の対象となりますので、事前にご相談ください。

Q 5. 月2回（年間24回）以上の活動とありますが、同じ日の同じ会場で、同一団体が午前午後活動した場合は、回数はどのように数えますか？

A. 午前午後活動しても1回となります。

Q 6. 「介護予防に資するプログラム」とはどのようなものですか？

A. 体操や歌、簡単なゲーム（脳トレ）などを行なってください。

ラジオ体操やストレッチなどの身近な体操、盆踊り、吹き矢、脳トレ、歌、

折り紙、手芸、健康講座などを想定しています。詳しくは事前にご相談ください。

Q 7. マージャンを行う団体も補助対象団体となりますか？

A. 健康マージャン（お金をかけない、アルコールを飲まない、タバコを吸わない）は通いの場における活動のひとつになります。ただしその場合も、会員制ではなく参加希望者を常に受け入れられる体制で、マージャンだけでなく歌や体操などの介護予防となる複数のプログラムを実施してください。

Q 8. 地域企業で通いの場の立ち上げを検討しているのですが、企業が行う場合、どの点に気をつける必要がありますか？

A. 地域貢献の一環として行ってください。そのため、通常業務と通いの場の活動を明確に分けるようにしてください。

P 2 4-支援の種類

Q 9. 立ち上げ準備補助金と拡充補助金を同じ年度に合わせて申請することはできますか？

A. できません。新規に立ち上げる場合は立ち上げ準備補助金、既存の活動を通いの場の条件に合わせるために活動を変更する場合は拡充補助金を申請してください。

Q 10. 立ち上げ準備補助金又は拡充補助金でどのようなものが購入できますか？

A. 具体例として、CDラジカセ、血圧計、(体操用) ゴムバンド、吹き矢、コーヒーメーカー、CDなど活動される団体の目的に合わせた備品等が購入可能です。希望される備品等が該当するかどうか判断が付かない場合には事前にお問合せください。

Q 11. 立ち上げ準備補助金（または拡充補助金）の対象となり得る物品を支援申請前に購入してしまいましたが補助対象となりますか？

A. 支援申請前に購入された物品については原則、補助対象となりませんが、支援申請後、支援の決定前に購入したものでやむを得ない理由がある場合は補助対象となりますので、必ず購入前にご相談ください。

Q 12. 立ち上げ準備補助金（または拡充補助金）額を超えた金額を運営費補助金の対象経費とすることは可能ですか？

A. できません。立ち上げにかかった費用のうち、30,000円が限度額です。

Q 13. 立ち上げ準備補助金（または拡充補助金）を限度額まで使用しなかった場合、運営費補助金の対象経費として使用することは可能ですか？

A. できません。立ち上げ準備補助金（または拡充補助金）、運営費補助金はそれぞれの用途ごと、補助金額の範囲内で使ってください。

Q 1 4. 運営費補助金の区分はどうやって決まりますか？

A. 実施回数については申請時にご提出いただく事業計画書、参加人数については直近1年間分の参加者の実績が分かる資料があればご提出いただき、そちらを基に判断させていただきます。参加者の実績が分かる資料がない場合は、20人未満の区分となります。

Q 1 5. 運営費補助金の対象は、どういうものを想定していますか？

A. 水分補給のためのお茶や紙コップ、アメ、季節のイベントグッズ、折り紙などを想定しています。

Q 1 6. 運営費補助金の対象となる経費について講師謝礼は対象となりますか？

A. なります。ただ、1回の活動で大きく支出するような費用は認められないので、なるべく各回均等になるように補助金をお使ください。なお、構成員を講師とした場合、謝礼を出すことは認められません。

Q 1 7. 自己の団体が所有するコピー機等で印刷を行った場合、領収書が出ないので補助金の対象とはならないのでしょうか？

A. 原則領収書は必要ですが、やむを得ない理由がある場合はご相談ください。

Q 1 8. 消耗品など必要物品を購入する際に、クレジットカードで支払った場合も補助金の対象になりますか？

A. 補助金の対象となります。精算時に領収書を提出してください。

Q 1 9. この補助金は中央区社会福祉協議会のいきいき地域サロンの助成を申請した場合でも、申請できますか？

A. 活動を別に分けるのであれば、申請できます。ただし同じ活動日の同じ活動に対して、両方から補助金を受け取ることは認められません。高齢者クラブ助成金等についても同じです。

Q 2 0. 当初に運営補助金の限度額を申請しなかった場合、足りなくなったら再度申請できますか？

A. できません。運営補助金は計画に基づいて申請を受け付けるものなので、同一年度においては当初の申請額で運営するようにしてください。なお、会場賃借料補助金について、賃貸借契約金額の変更があった場合は、限度額内であれば再度申請は認められます。その際にご相談ください。

P 3 5 - 支援申請

Q 2 1. 中央区高齢者通いの場支援事業の支援申請の期限はありますか？

A. 申請受付の〆切はありません。準備が整い次第申請してください。

P 3 6－支援決定

Q 2 2. 区の施設を利用したい場合は、いつから利用可能になりますか？

A. 区施設を会場として希望する場合は、施設の利用状況の確認等が必要ですので、申請されてから施設の利用が可能となるまで時間がかかる場合があります。事前にご相談いただき、余裕を持って申請してください。

P 3 7－補助金の請求及び交付

Q 2 3. 補助金はどこに振り込まれますか？

A. 指定していただいた口座に振り込みます。適正な管理をお願いします。

Q 2 4. 現金で補助金をもらうことは可能ですか？

A. できません。補助金は指定された金融機関口座への振込みとなります。

Q 2 5. 申請後、どのくらいで補助金は振り込まれますか？

A. 書類の不備などがなければ、審査から振込みまで2週間程度となります。ただし、新年度（4月）からの活動される場合は、4月以降の振込みになります。

P 3 8－実績報告

Q 2 6. 実施報告に添付する領収書は写しでもいいですか？

A. 領収書は原則、原本を提出してください。ただし、特別な理由がある場合は事前にご相談ください。

P 3 9－補助金の額の決定

Q 2 7. 当初計画していた事業実施回数を下回りそうです。その場合、補助金はどうなりますか？

A. 年間24回（月2回）以上もしくは年間48回（毎週）以上開催していただくことが条件であるため、実施回数がある基準を下回る場合には補助金の全額もしくは一部の返還義務が生じます。やむをえない事情で事業実施回数が下回る場合は事前にご相談ください。

また、当初交付した運営費補助金の要件に満たない場合にも、補助金を一部返還していただく必要がありますのでご注意ください。

Q 2 8. 当初参加者20人未満の区分で運営費補助金を支給していましたが、普段の参加者が毎回20人を超えており、補助金が足りなくなりそうです。追加で交付してもらうことはできますか？

A. 年度末の精算時、参加者が平均して20人を超えていた場合には、補助金の限度額を上限に追加で交付いたします。ただし、年度途中の交付はできませんのでご了承ください。

P 4 1 1－活動の見学等

Q 2 9. 活動している現場に区の職員等が見に来たりしますか？その場合、いつ頃を予定していますか？

A. 区職員等が活動を見学する場合があります。日程は未定です。

P 4 1 2－支援決定の取消し

Q 3 0. 補助金の返還や支援の取り消しがされることがありますか？

A. 活動内容が支援対象となる活動に適合しない場合には支援の対象外となることがあります。また支援対象活動となるように活動内容の助言・提案をさせていただくことがあります。